大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 アルパーク西棟
 - (2) 所在地 広島市西区井口明神一丁目10番地133ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者

大和ハウス工業株式会社

代表取締役 芳井 敬一

大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号

ほか1者

- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 大和ハウス工業株式会社

代表取締役 芳井 敬一 大阪市北区梅田三丁目3番5号

(変更後) 大和ハウス工業株式会社

代表取締役 芳井 敬一 大阪市北区梅田三丁目3番5号

もみじ地所株式会社

代表取締役 來島 康浩

広島市中区胡町1番24号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては 代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 令和4年3月11日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては 代表者の氏名

別紙のとおり

5 届出年月日

令和4年4月22日

- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号 広島市西区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間

令和4年4月27日から同年8月27日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその 周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の 日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和4年8月27日
 - (2) 提出先

7 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社フレスタ	代表取締役 谷本 満	広島市安佐南区緑井五丁目 18番12号	
株式会社良品計画	代表取締役 堂前 宣夫	東京都豊島区東池袋四丁目 26番3号	

その他未定

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社フレスタ	代表取締役	広島市安佐南区緑井五丁目	
	谷本 満	18番12号	
株式会社良品計画	代表取締役	東京都豊島区東池袋四丁目	
	堂前 宣夫	26番3号	
株式会社大創産業	代表取締役	広島県東広島市西条吉行東	令和4年4月21日
	矢野 靖二	一丁目4番14号	入店
株式会社	代表取締役	東京都渋谷区神南一丁目	令和4年4月21日
エービーシー・マート	野口 実	11番5号	入店
株式会社	代表取締役	群馬県高崎市栄町1番1号	令和4年4月21日
ヤマダデンキ	小林 辰夫		入店
有限会社	代表取締役	宮城県仙台市泉区根白石字	令和4年4月21日
ビズ・カンパニー	陳 必正	下河原39番地	入店
株式会社	代表取締役	福岡市中央区天神二丁目	令和4年4月21日
インキューブ西鉄	川津 由佳	11番3号	入店
株式会社	代表取締役	名古屋市中区丸の内二丁目	令和4年4月21日
アルペン	水野 敦之	9番40号	入店
株式会社	代表取締役	大阪市阿倍野区天王寺町北	令和4年4月21日
チュチュアンナ	上田 崇敦	二丁目3番1号	入店
有限会社フラワーシ	代表取締役	広島市西区井口五丁目25	令和4年4月21日
ョップみなと	山下 泰斗	番15号	入店
株式会社	代表取締役	兵庫県姫路市飾東町庄	令和4年4月21日
西松屋チェーン	大村 浩一	266番地の1	入店
株式会社フランス屋	代表取締役	広島市中区幟町3番58号	令和4年4月21日
	安田 洋一		入店